

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援)

産地緊急支援では、①被災に伴い必要となる種子・種苗等の資材調達、②施設の仮復旧や③浸水した水田の復旧に必要な経費を支援します。

支援対象

事業主体又は受益農家が令和6年能登半島地震による被害を受けたことを証明できる場合であって、自らの営農再開のための取組を対象とします。

※なお、令和6年1月1日以降に着手し、令和7年3月31日までに事業が完了する取組が支援対象です。

事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社、
地域農業再生協議会、特認団体

ただし、取組むメニューごとに以下の主な条件があります。

- ア 営農再開・・・受益農家が3戸以上であること
- イ 集出荷施設等支援・・・受益農家が3戸以上である
集出荷施設等の所有者又は運営主体
- ウ 浸水被害・・・受益農家が3戸以上であること

注意していただきたいこと！

- 施設等の被害の状況が分かる書きもの(被災証明など)や写真等の取得と保存をお願いします。
- 生産資材等の購入や輸送等、行った取組みに関する発注書、納品書、請求書などの書類の取得と保存をお願いします。
- 被害を受けた日(令和6年1月1日)以降の取組(着工)であれば、交付決定前の取組でも対象となります。

持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援)



①営農の再開に向けて支援します。

- 種子や種苗等の消費材の購入、作業委託費、農業機械等のレンタル費 (1/2以内)
- 作物転換や規模拡大等を図る場合のパイプハウス等生産資材 (1/2以内)
- 作物残さやガラス等の撤去など、追加的防除や施肥の購入、土壌診断に必要な掛かり増し経費 (1/2以内・定額)
- リース方式による農業機械等の導入、収穫・調製作業に要する掛かり増し経費 (定額・1/2以内)



②農作物の出荷の円滑化等を支援します。

- 集出荷施設等の簡易修繕 (1/2以内)
- 育苗施設から被災地域へ種苗を融通するための運送費 (定額)
- 機能低下を手選果等で補うなどの作業労賃 (定額)



③浸水被害に対する水田農業の継続を支援します。

- 堆肥・緑肥や土地改良資材等の投入 (定額)
- 水田の均平化や畦畔の修繕等の作業委託、農業機械等のレンタル費 (1/2以内)
- 種子や種苗等の購入 (1/2以内)

北陸農政局のホームページでは、令和6年能登半島地震で被災した農林水産関係者の皆様へ様々な支援情報等をお知らせしています



ご不明の点は、生産部生産振興課担当まで、お気軽にお問合せください。

担当：島川、高橋、玉田

電話：076 - 232 - 4302